

# 袖ヶ浦団地周辺におけるイベント等実施業務 仕様書

## 1. 業務概要

- (1)業務名称 袖ヶ浦団地周辺におけるイベント等実施業務
- (2)業務概要 本業務は、袖ヶ浦団地周辺に存在する公共空間の新しい活用方法を見出すための社会実験を行う業務である。
- (3)履行期間 契約締結日の翌日～令和8年3月23日(月)

## 2. 業務内容

- (1)対象地域  
袖ヶ浦団地周辺(袖ヶ浦西近隣公園)
- (2)実施する社会実験等
  - ①公共空間を活用したランニングバイク等を用いたイベントの実施
  - ②公共空間を活用したダンスイベント等の実施
  - ③上記①及び②の周知(電子メール等を活用した1万人程度への情報発信)
  - ④上記①及び②における参加人数、参加者属性等集計資料作成なお、①及び②は同日に実施するものとする。

## 3. 成果物等

- (1)成果品の仕様・部数  
報告書製本2部、左記原稿及びその他業務において作成したデータ一式  
※データのファイル形式については、別途機構担当者と打合せのうえ、決定する。
- (2)納品先  
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 ストック事業推進部 事業第2課

## 4. 留意事項

本業務の履行にあたっては、調査職員と十分に協議を行うものとする。また、疑義が生じた場合等は確認を行い、指示を受けた後に実施すること。

## 5. その他

- (1)本業務は、本仕様書に定めるほか、発注者及び公共空間の管理者と十分協議しながら作業を実施するものとする。
- (2)本業務により作成された図書図版等の一切について著作権が生じるときは、その権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (3)本業務に係る成果物等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に適合したものとする。
- (4)法令、条例等の関係諸法規を厳守すること。
- (5)再委託について
  - ①本業務において、業務の一部を再委託する場合は、再委託承諾申請書により申請を行い、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
  - ②受注者は業務の一部を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にして

おくとともに、再委託の相手方に対し、業務の適正な履行を求めることとする。また、発注者からの求めに応じ、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書等の写しを提出すること。

- (6) 本業務の実施に当たり、調査対象との間でトラブル・事故・苦情等が発生した場合には速やかに発注者側に通知するとともに、対応や処理等について指示があった場合はこれに従うこと。
- (7) 本仕様書に基づく発注者との協議の概要及び、結果について受注者が書面により速やかに提出するものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項、疑義等が生じた場合は、その都度指示者と協議すること。